

令和2年度

カネミ油症被害者に対する支援行動計画

五 島 市

目 的

五島市は、深刻かつ悲惨なカネミ油症の被害が今日もなお継続している状況に鑑み、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」でいう関係地方公共団体としての立場から、カネミ油症被害者に対する支援行動を行うものとする。

計画の推進体制

本計画については、五島市カネミ油症問題対策推進本部において推進することとし、事務局（福祉保健部国保健康政策課）は、計画の実施状況の把握に努めるとともに、本部内の情報を共有化し、かつ迅速な情報伝達に努める。

また、実効性のある行動計画とするため、必要に応じて見直しを行うものとする。

五島市支援行動計画【令和2年度】

項 目	内 容	活 動 計 画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘 要
①要望活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 油症被害者の要望事項を踏まえ、国に対する要望活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が定めた総合的な支援策等に関し、油症被害者からの要望等を国へ進達するとともに必要に応じ国会議員等に対して要望活動を行います。 長崎県との情報交換・意見交換などを行う体制づくりに努めます。 	○国保健康政策課	20,860 円	
②カネミ油症患者の健康状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> 未認定被害者等を含めた油症患者の健康実態調査・把握に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が実施する油症患者の健康実態調査に協力します。 未認定被害者の実態を把握し、調査内容を県へ情報提供致します。 油症患者の2世・3世の実態や健康状況等の把握に努めます。 	○国保健康政策課	596,000 円	(県支出金 596,000 円)

項 目	内 容	活 動 計 画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘 要
<p>③カネミ油症の症状及び治療に関する研究、医療体制拡充の推進支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・油症検診や油症外来の受診希望者を支援するとともに、受診環境の改善に取り組みます。 ・受療券が利用可能な医療機関の拡充に努めます。 ・油症の症状及び治療に関する情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・油症検診の受診を勧めるなど患者の受診支援を行います。 ・五島中央病院における油症外来受診者の支援を行います。 ・被害者のニーズ調査を行い、利用可能な医療機関の拡充のため、医師会等に協力を要請します。 ・油症栄養セミナー 「ダイオキシン類の毒性を抑制する可能性がある食材とその成分」に基づいた食物を中心とした食生活について、栄養士による講話と調理実習を行い、健康管理を支援します。 ・油症運動セミナー 健康を改善・維持するための、安全かつ適切な運動について、健康運動を支援します。 	<p>○国保健康政策課 玉之浦支所 奈留支所</p>	<p>213,280 円</p>	

項 目	内 容	活 動 計 画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘 要
④油症相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 油症被害者に対する相談窓口を充実し、窓口・訪問による相談体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> メディカルソーシャルワーカーによる油症被害者の相談、健康管理支援を行います。 認定患者（同居家族）の実態調査を行い、相談・健康管理支援にあたります。 	○国保健康政策課		
⑤カネミ油症事件の次世代への継承	<ul style="list-style-type: none"> カネミ油症被害資料展示コーナーの充実を図ります。 小中学校の授業において、カネミ油症の学習材を提供します。 ダイオキシン汚染などに関する啓発活動に取り組みます。 ダイオキシン被害の実態を海外へアピールします。 	<ul style="list-style-type: none"> カネミ油症関連図書及び映像資料の収集とともに、展示コーナーの充実に努めます。 小学校や中学校において、五島市ホームページ「わたしたちの五島市」を積極的な活用を図ります。また、自主的な学習活動に対する支援を積極的に行います。 中学生においてふるさと長崎県（副読本）の活用を図ります。 食品中毒に関する学習会など、啓発活動を支援します。 中学生や一般の方を対象に、要請に応じて「出前講座」を実施します。 五島市ホームページ「わたしたちの五島市」を活用し、情報を発信するとともに、海外からの要請に応じて、被害の実態や救済の必要性などについてアピールします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保健康政策課 ○学校教育課 ○国保健康政策課 ○国保健康政策課 	15,000 円	

項 目	内 容	活 動 計 画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘 要
		<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料の常設展示について検討します。 	○国保健康政策課		
⑥カネミ倉庫への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミ倉庫と引き続き直接交渉を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者からの医療費の支払い等に関する相談について、カネミ倉庫への照会・要請を行います。 ・国民健康保険及び老人医療、市立替分医療費の請求及び協議を行います。 	○国保健康政策課	20,860 円	詳細は(別紙)平成30年度までのカネミ油症患者に係る医療費損害賠償金請求内訳書に記載
⑦カネミ油症被害者組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症被害者組織に対して、活動費の一部を助成します。 ・被害者支援体制づくりの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症被害者団体の活動に対し、費用の一部を助成する支援を行います。 ・カネミ油症被害者団体を効果的に支援するため、体制づくりの推進と連携強化に努めます。 	○国保健康政策課	500,000 円	

(別紙) 平成30年度までのカネミ油症患者に係る医療費損害賠償金請求内訳書

カネミ油症患者に係る医療費につきましては、昭和43年の事件発生以降、現在にいたるまで、各医療保険が適用されています。

本来、第三者行為に該当するため加害者であるカネミ倉庫が、患者の一部負担のみならず、保険者負担分も含め、全額を負担しなければならないものですが、五島市の国民健康保険及び旧老人医療に係る保険者負担分については、これを保険者である五島市が立替えて負担している状況です。

<平成30年度までのカネミ油症患者医療費に損害賠償請求額>

【国民健康保険分】

(単位：円)

診療期間	損害賠償請求額	前年度までの収入額	平成30年度収入額	残額
昭和43年4月～平成16年3月	854,798,002	0	0	854,798,002
平成15年4月～平成17年1月	26,522,100	0	0	26,522,100
平成16年1月～平成18年2月	26,316,573	0	0	26,316,573
平成18年3月～平成19年2月	26,503,512	0	0	26,503,512
平成17年5月～平成20年2月	38,012,568	0	0	38,012,568
平成19年9月～平成21年2月	28,322,076	0	0	28,322,076
平成21年3月～平成22年2月	27,495,474	0	0	27,495,474
平成22年3月～平成23年2月	19,728,695	0	0	19,728,695
平成23年3月～平成24年2月	27,059,612	0	0	27,059,612
平成24年3月～平成25年2月	36,549,605	0	0	36,549,605
平成25年3月～平成26年2月	32,962,291	0	0	32,962,291
平成26年3月～平成27年2月	54,733,399	0	0	54,733,399
平成27年3月～平成28年2月	48,994,050	0	0	48,994,050
平成28年3月～平成29年2月	47,563,550	0	0	47,563,550
平成29年3月～平成30年2月	60,307,331	0	0	60,307,331
平成30年3月～平成31年2月	58,722,393	0	0	58,722,393
合計	1,414,591,231	0	0	1,414,591,231

うち合併前請求分

玉之浦町分 619,278,390円

奈留町分 235,519,612円

【老人保健制度分】

診療期間	損害賠償請求額	前年度までの収入額	平成 30 年度収入額	残額
昭和 50 年 4 月～平成 15 年 2 月	483,635,453	0	0	483,635,453
平成 11 年 7 月～平成 17 年 1 月	110,682,848	0	0	110,682,848
平成 11 年 7 月～平成 18 年 2 月	71,670,703	0	0	71,670,703
平成 17 年 9 月～平成 19 年 2 月	65,635,297	0	0	65,635,297
平成 18 年 2 月～平成 20 年 2 月	59,208,626	0	0	59,208,626
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	7,259,660	0	0	7,259,660
	798,092,587	0	0	798,092,587

うち合併前請求分

玉之浦町分 483,635,453 円

第三者行為に伴う賠償金は、本来、国県の負担金等の対象外となるが、カネミ油症患者に関する賠償金については、特例的に国・県の負担金等の対象となっており、上記損害賠償請求額の中には、国・県からの負担金等の額が含まれています。

また、平成 19 年度以降、特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第 3 号ロ表第 1 5 号に規定する「公害健康被害の補償等に要する費用があること」により特別交付税が交付されており、平成 2 6 年度以降は、国民健康保険事業特別会計に繰入れを行い保険者の負担を軽減しております。

<カネミ倉庫(株)への損害賠償請求額のうち五島市の負担額の推計>

損害賠償請求額には、国・県からの負担金等が含まれており、実際に五島市が負担すべき金額とは異なるため、平成 25 年度までの分については過去の国・県負担金の補助率等により五島市負担分を推計し、平成 26 年度以降分は、保険給付費に国・県支出金等の財源を充当して五島市負担分を推計した。

①平成 25 年度までの五島市負担額の推計（当時の国・県負担金の補助率等により推計）

【国民健康保険分】

（単位：千円）

診療期間	損害賠償請求金額			推計額				五島市 負担額 (ア) ③- (④~⑦の計)
				保険給付を行った当時の国・県の補助率等により推計				
	一般 被保険者分 ①	退職 被保険者分 ②	計 ③ (①+②)	国・県 支出金 ④	退職者医療 交付金等 ⑤	国調整 交付金 ⑥	特別交付税 交付金 ⑦	
昭和 43 年 4 月～平成 26 年 2 月	988,646	155,624	1,144,270	477,423	155,624	74,000	57,385	379,838

【老人保健制度分】

（単位：千円）

診療期間	損害賠償請求額	五島市負担額 (イ)
昭和 50 年 4 月～平成 20 年 3 月	798,093	151,638

②平成 26 年度以降の五島市負担額の推計（カネミ油症患者に係る保険給付費への国・県支出金等の財源を充当して推計）

【国民健康保険分】

（単位：千円）

診療期間	損害賠償請求金額			推計額					五島市 負担額 (ウ) ③- (④~⑧の計)
				カネミ油症患者に係る保険給付費への財源充当額					
	一般 被保険者分 ①	退職 被保険者分 ②	計 ③ (①+②)	国庫 支出金 ④	県 支出金 ⑤	前期高齢者 交付金 ⑥	退職者医療 交付金等 ⑦	特別交付税 交付金 ⑧	
平成 26 年 3 月～平成 31 年 2 月	250,346	19,975	270,321	60,131	52,383	66,914	19,408	69,716	1,769

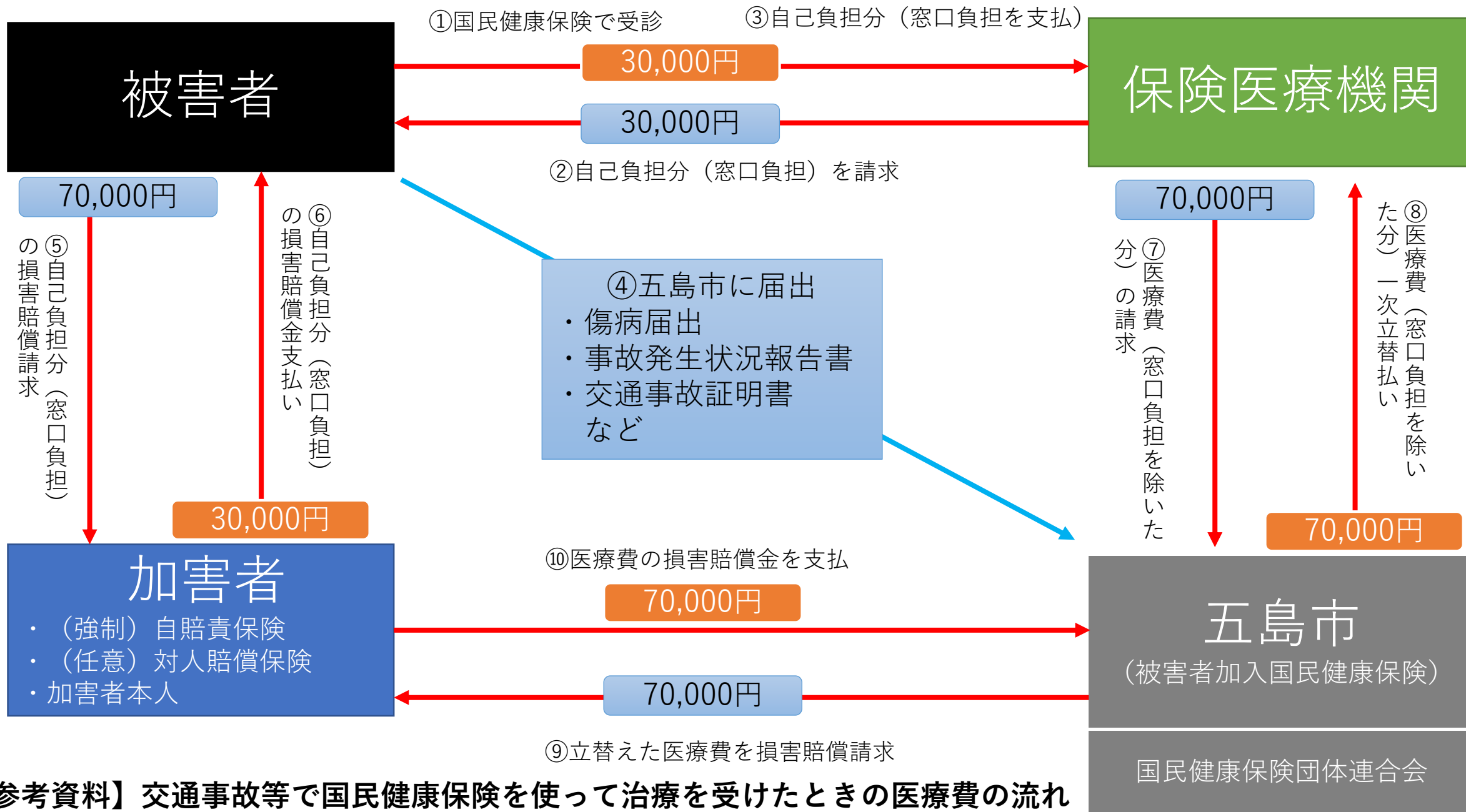
③平成 30 年度までの五島市負担額（推計額）の累計

【国民健康保険分+老人保健制度分】

（単位：千円）

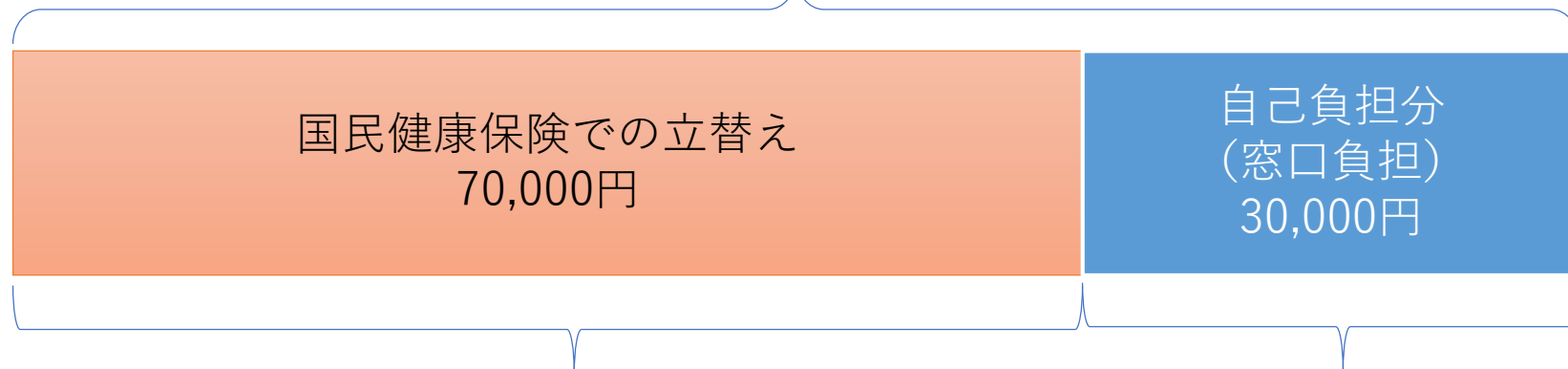
区分	診療期間	損害賠償請求金額	五島市負担額（推計額）	合併前負担額	
				玉之浦町	奈留町
国民健康保険分（ア）+（ウ）	昭和 43 年 4 月～平成 31 年 2 月	1,414,591	381,607	241,978	75,292
老人保健制度分（イ）	昭和 50 年 4 月～平成 20 年 3 月	798,093	151,638	91,891	0
合計		2,212,684	533,245	333,869	75,292

例) 治療に10万円の医療費がかかり、国保給付費7割(自己負担3割)だった場合



【参考資料】交通事故等で国民健康保険を使って治療を受けたときの医療費の流れ

事故による治療費：100,000円



五島市が上図⑧の立替払いを行ったことで、国民健康保険法第64条第1項の規定に則り、被害者が加害者に対して持つ損害賠償請求権が市に移る。

当事者間のやり取り

市が取得した損害賠償請求権の行使にあたって、国民健康保険法第64条第3項の規定により、国民健康保険団体連合会に請求事務を委託。（上図⑨の請求行為の委託）

損害賠償請求。（上図⑨の請求）

国民健康保険法抜粋 (損害賠償請求権)

第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

3 市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

【参考資料】交通事故等で国民健康保険を使って治療を受けたときの医療費の流れ